

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 9 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 89 号

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成 15 年岩手県規則第 93 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付資格の認定)</p> <p>第4条 貸付資格の認定を受けようとする者は、県から直接貸付けを受けようとする場合にあつてはその者の住所地、主たる事務所若しくは法第7条第2項の林業・木材産業改善措置に関する計画に基づき事業を行う事業所の所在地若しくは所有地（以下「住所地等」という。）をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合で第19条第2項の規定により岩手県森林組合連合会から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの、岩手県木材産業協同組合又は岩手県造林事業協同組合（以下「事務委託機関」という。）を經由し、融資機関から貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を經由して、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号。以下「貸付資格認定申請書」という。）を所管する広域振興局長又は地方振興局長（貸付事業が2以上の広域振興局又は地方振興局の所管区域にわたる場合は知事。以下「知事等」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、申請者が森林組合連合会、森林組合の組合員たる資格を有しない市町村、市町村の一部事務組合若しくは財産区、<u>林業公社又は造林事業協同組合</u>である場合は、貸付資格認定申請書を直接知事等に提出しなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(貸付事務の委託)</p> <p>第19条 知事は、林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。）の一部を岩手県森林組合連合会、岩手県木材産業協同組合及び岩手県造林事業協同組合に委託することができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(貸付資格の認定)</p> <p>第4条 貸付資格の認定を受けようとする者は、県から直接貸付けを受けようとする場合にあつてはその者の住所地、主たる事務所若しくは法第7条第2項の林業・木材産業改善措置に関する計画に基づき事業を行う事業所の所在地若しくは所有地（以下「住所地等」という。）をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合で第19条第2項の規定により岩手県森林組合連合会から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの、岩手県木材産業協同組合又は岩手県森林整備協同組合（以下「事務委託機関」という。）を經由し、融資機関から貸付けを受けようとする場合にあつては当該融資機関を經由して、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号。以下「貸付資格認定申請書」という。）を所管する広域振興局長又は地方振興局長（貸付事業が2以上の広域振興局又は地方振興局の所管区域にわたる場合は知事。以下「知事等」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、申請者が森林組合連合会、森林組合の組合員たる資格を有しない市町村、市町村の一部事務組合若しくは財産区、<u>岩手県木材産業協同組合又は岩手県森林整備協同組合</u>である場合は、貸付資格認定申請書を直接知事等に提出しなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(貸付事務の委託)</p> <p>第19条 知事は、林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。）の一部を岩手県森林組合連合会、岩手県木材産業協同組合及び岩手県森林整備協同組合に委託することができる。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。